

三木市の人事行政の運営等の状況について公表します

◆職員の任免

職員の採用・退職の状況(R5.4.1～R6.3.31)

職種	人数(人)	
	採用	退職
一般行政職	34	16
消防職	5	3
教育職	3	1
技能労務職	6	0
合計	48	20

※ 会計年度任用職員を除く



◆給与・定員管理

1 総括

(1) 経常収支比率の状況(普通会計決算)

年度	R3	R4	R5
経常収支比率	87.6%	93.3%	93.5%
うち人件費の占める割合	25.4%	26.5%	26.4%

(2) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R5 年度	74,028	34,799,334	441,053	5,957,107	17.1	16.8

(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5 年度	518	1,911,688	529,438	754,853	3,195,979	6,170

2 給料、初任給等の状況

(1) 一般行政職職員の平均給料月額等
(令和6年4月1日現在)

団体名	三木市
平均年齢(歳)	43.5
平均給料月額(円)	319,500

※ 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員を除く

(2) 職員の初任給

(令和6年4月1日現在、単位:円)

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
高校卒	176,100	181,800	196,200	—	166,600	164,000
大学卒	202,400	—	217,800	217,900	196,200	—

※ 人事院勧告による給料改定(遡及適用)前の金額を記載

(3) 一般行政職職員の経験年数別、学歴別平均給料月額
(令和6年4月1日現在、単位:円)

区分	経験年数(年)				
	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 25	25 ~ 30	30 ~ 35
高校卒	281,800	307,400	346,600	340,900	401,500
大学卒	291,100	331,900	364,500	377,700	402,600

※ 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員を除く

(4) ラスパイレス指数
(各年4月1日)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
指数	99.7	100.0	100.7	101.0	100.9

(5) 年収の分布
(行政職給料表適用者、全ての会計)

年収区分	R5	
	人数(人)	割合(%)
1,000万円以上	1	0.2
900万円~999万円	12	2.4
800万円~899万円	89	17.5
700万円~799万円	98	19.2
600万円~699万円	64	12.5
500万円~599万円	77	15.1
400万円~499万円	94	18.4
300万円~399万円	47	9.2
300万円未満	28	5.5
合計	510	100.0

※ 年収には給料のほか、諸手当(超勤手当等)を含む。(令和5年1月~12月分)

※ 休職中の職員、再任用職員等を含む。

(6) 役職別平均年収
(行政職給料表適用者、全ての会計、単位:万円)

区分	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	増減
						R5-R1
部長・理事級(7・8級)	888	864	872	837	833	△ 55
課長・副課長級(6級)	808	803	811	800	811	3
課長補佐・係長級(4~5級)	780	764	758	732	750	△ 30
一般職(1~3級)	471	467	468	461	474	3
全体	627	611	611	599	608	△ 19

※ 休職中の職員、再任用職員等を含む。



(7) 技能労務職の給与等

(令和6年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢(歳)	人数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)(円)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)(円)	A/B
三木市	56.2	31	315,758	373,042	—	—	—	—
うち清掃職員	54.7	24	328,704	396,144	産業廃棄物焼却処理作業員	53.2	203,200	1.95
うち用務員	61.1	7	271,371	293,836	学校用務員	48.7	206,200	1.43
国	51.2	1,829	288,144	330,553	—	—	—	—

※民間データは、令和5年賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(一般労働者)を使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※国データは、令和6年国家公務員給与等実態調査において公表されているデータ(行政職俸給表(二))を使用している。



3 等級別職員数

(行政職給料表適用者、令和6年4月1日現在)

等級	基準となる職務	人数(人)	割合(%)
1級	主事、技師、保育士	31	6.0
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士	110	21.3
3級	主任、これに相当する保育士	130	25.2
4級	係長、主査、主任保育士	127	24.6
5級	課長補佐、室長補佐、所長補佐	28	5.5
6級	政策主幹、消防次長、室長、課長、所長、議会議務局次長、主幹、副室長、副課長、副所長	77	14.9
7級	参与、部長、消防長、議会議務局長、参事、次長	13	2.5
8級	理事、技監	0	0.0
合計		516	100.0

昇給の勤務成績への反映状況(令和5年度)

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を昇給に反映していません。

4 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当 (市長・副市長・教育長を除く)

三木市(令和5年度一般会計決算)		
1人当たり平均支給額	1,457,246 円	
支給月数	期末手当 2.45 月分	勤勉手当 2.05 月分
加算措置の状況 役職に応じた加算を行っています。		



勤勉手当への勤務実績の反映状況(令和5年度)

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3%~45%加算		
※ 1人当たり平均支給額	263 万円	2,256 万円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る正規職員について、兵庫県市町村職員退職手当組合から支給された退職手当の平均額を記載

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度一般会計決算)		62,531 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		121 千円	
支給対象地域	支給率	支給職員数(一般会計)	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	525 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度一般会計決算)	81,934 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	21.1 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	市税事務に従事する職員	日額200円	
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員	日額500円	
	特定新型インフルエンザ等の防疫に従事する職員	日額1,500円~4,000円	
清掃手当	清掃処理業務に従事する職員	ごみ処理業務	日額550円
		その他の汚物処理作業	日額400円
処置手当	行旅病人及び行旅死亡人の処置作業に従事する職員	1件につき1,000円~1,500円	
特殊自動車運転手当	ブルドーザ、パワーショベル、コンパクタ等の特殊自動車の運転に従事する職員	日額500円	
夜間特殊勤務手当	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務とし、午後10時から翌日午前5時までの間に通信勤務、受付勤務等の深夜勤務に従事する職員	1勤務につき980円	
救急出動手当	救急業務に従事する消防職員	1件につき200円 (救急救命士の資格を有する者は300円)	

(5) 超過勤務手当

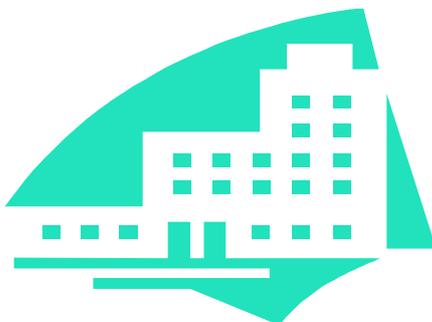
支給実績(令和5年度一般会計決算)	257,913 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	607 千円
支給実績(令和4年度一般会計決算)	237,096 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	566 千円

(6) 管理職手当

支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度一般会計決算)	69,660千円
支給職員数(令和5年度一般会計決算)	89人
支給職員数の割合	17.0%

(7) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度一般会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度一般会計決算)
扶養手当	1 子 10,000円 2 その他扶養親族 6,500円 3 満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同		60,606 千円	268,169 円
住居手当	1 借家 16,000円を超える家賃につき、100円～28,000円	同		26,611 千円	313,069 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃等相当額(55,000円を限度) 2 自動車等利用者 片道2km以上(2,000円～31,600円)	同		41,891 千円	91,267 円



5 特別職の状況

(1) 特別職の報酬等 (R5.1～R5.12)

職名	報酬月額等	期末手当等 (支給割合)	年収(万円)
市長	980,000円	4.5月	1,683
副市長	830,000円		1,426
教育長	710,000円		1,219
議長	554,000円		951
副議長	478,000円		821
議員	423,000円		727

※「年収」欄は、それぞれの役職を1年間務めた場合に支給される金額です。

6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

(単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2	
						人数(人)	割合(%)
一般行政	320	325	326	325	328	8	2.5
教育	96	99	96	95	96	0	0.0
消防	99	103	103	99	100	1	1.0
普通会計計	515	527	525	519	524	9	1.7
公営企業等会計計	58	53	53	53	53	△5	△8.6
合計	573	580	578	572	577	4	0.7

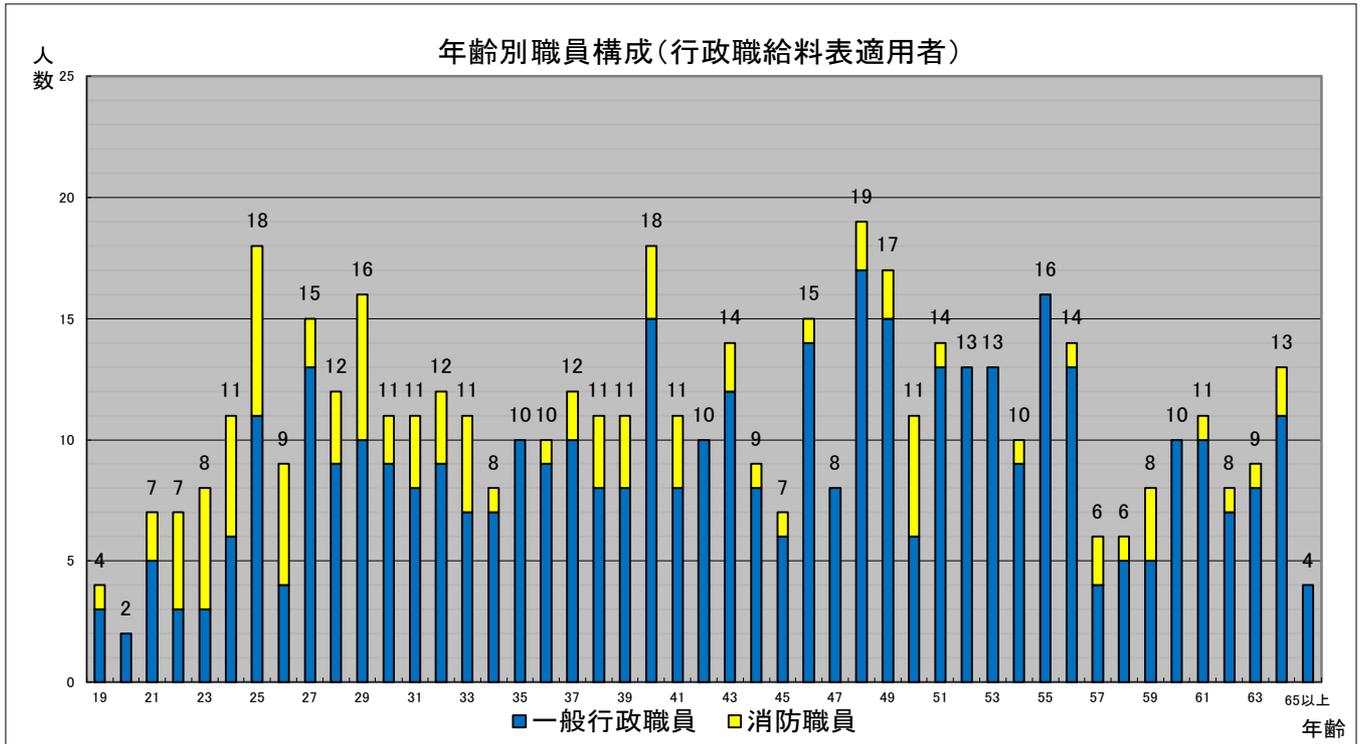
※ 各年4月1日現在の正規職員数(再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員を含む。)

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和5年	令和6年			
一般行政	議会	5	5	0	
	総務・企画	98	101	3	生活安全課の新設等による
	税務	21	22	1	税務業務の適正化
	民生	59	60	1	福祉関連業務の適正化
	衛生	64	62	△2	ワクチン接種関連事務等の減による
	労働	1	1	0	
	農林水産	21	20	△1	農業共済への派遣終了による
	商工	14	13	△1	観光協会への派遣終了による
	土木	40	41	1	都市政策課の係新設等による
計	323	325	2		
特別行政	教育	95	96	1	公民館業務の適正化
	消防	94	95	1	予防課業務の適正化
	計	189	191	2	
	水道	17	17	0	
	下水道	8	8	0	
	その他	28	28	0	
	計	53	53	0	
合計	565	569	4		

(注) 各年4月1日正規職員数(派遣中の職員等を含み、再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員は除く。)

(3) 年齢別職員数の状況



職員数は、令和6年1月1日現在。年齢は、令和6年3月31日現在。再任用職員等を含む。

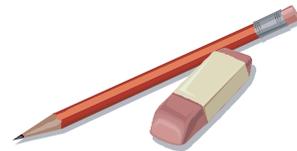
7 会計年度任用職員数の状況(普通会計)

(単位:人)

	フルタイム職員数	パートタイム職員数	計
R6	26	535	561
R5	27	505	532
増減	△1	30	29

(各年4月末日時点)

(フルタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が正規職員と同じ1日当たり7時間45分の職員)



◆職員の分限及び懲戒処分

(1)分限処分者数(R5.4.1～R6.3.31) 21 件

(2)懲戒処分者数(R5.4.1～R6.3.31) 1 件

※発令件数

◆職員の休暇

(1)年次有給休暇の取得状況(R5.1.1～R5.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
9,011	2,077	231	9.0

※市長部局の一般職の常勤職員のうち現業職を除く。

(2)育児休業の状況(R5.4.1～R6.3.31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	5人	5人
前年度から引き続いている者	0人	7人

◆勤務条件に関する措置の要求

(R5.4.1～R6.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	0

◆不利益処分に関する不服申立

(R5.4.1～R6.3.31)

継続件数	審査請求
0	0



◆職員の福利厚生

地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を立て、実施することが義務付けられています。三木市においては下記の事業を実施しています。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業(健康保険)、長期給付事業(厚生年金)、福祉事業(貸付、保養所運営等)を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員(職員)が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

(2) 三木市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業を行っています。これらの事業は、会員(職員)の掛金で運営されています。市の負担金は入っていません。

(3) 健康診断の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断や、腰痛・胃部・VDT・特定業務従事者健診(深夜勤健診等)などの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス対策として、臨床心理士による相談、ストレスチェック、職員研修などを実施しています。

(4) 職員福利厚生健康増進助成金交付事業

職員の健康維持及び安定した公務遂行を図るため、予防検診やインフルエンザワクチン接種を受けた場合において、費用の一部(上限2,000円/年)を助成しています。

◆職員研修

市町村は必要な行政改革の推進を図りつつも、サービス水準の維持や質の向上を図っていく必要があります。

そのために、公務員倫理や人権感覚の涵養、あるいは接遇向上を図ることはもとより、職員一人ひとりの資質や能力を高め、市民満足度の高い行政サービスをめざし職員研修を実施しています。

(1) 職員研修の状況

(令和5年度)

	研修課程	研修対象者	受講者数	備考	
基本研修	新任職員研修(前期)	令和5年度新規採用職員	25人		
	新任職員研修(後期)	令和5年度新規採用職員	25人		
	採用予定者通信研修	令和6年度新規採用予定職員	19人		
	人権研修	全職員		662人	
		新任職員・前期		25人	
新任職員・後期			25人		
人権研修推進員			54人		
	職場内人権研修		1313人		
特別研修	副市長研修	在年職数4、5年目の職員	43人		
	パソコン研修	日常的にパソコンを使用する職員	28人		
	メンタルヘルス研修	各所属1～2人	35人		
	手話研修	在年職数2年目の職員等	25人		
	資産形成セミナー	希望者	14人		
	管理職研修	管理職	83人		
派遣研修	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	71人	19コース	
	播磨内陸広域行政協議会	実務担当職員等	73人	9コース	
	兵庫県市町振興課	実務担当職員等	1人	1コース	
	兵庫県市町村振興協会	実務担当職員等	29人	6コース	
	NOMA(日本経営協会)	実務担当職員等	17人	17コース	
	JIAM(全国市町村国際文化研修所)	実務担当職員等	3人	3コース	
	兵庫県消防学校	実務担当職員等	18人	9コース	
	その他研修	実務担当職員等	14人	12コース	